

都市計画交通広場 近鉄郡山駅西側広場を決定する理由

1. 交通広場の概要

都市計画施設 近鉄郡山駅西側広場（以下、「当該交通広場」という。）は、本市における中心市街地区の拠点として、奈良県と本市が連携してまちづくりに取り組んでいる「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」（令和元年度策定）に位置づけられた近鉄郡山駅舎の移設に伴い整備する大和郡山市南郡山町及び城見町に位置する交通広場である。

2. 交通広場の決定内容

(1) 決定の理由

当該交通広場は、近鉄郡山駅周辺地区における交通結節機能の強化を推進し、駅利用者の利便性を高めると共に駅周辺の混雑緩和と歩行者通行の分散を行い、安全な歩行者の交通導線と近鉄郡山駅周辺地区の整備が進み、今後更なる来訪者の増加が見込まれるなか駅周辺の回遊性を強化するため、新たな都市計画施設として当該交通広場の都市計画決定を行うものである。

(2) 決定の内容

大和都市計画交通広場に近鉄郡山駅西側広場を以下のとおり、決定する。

都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道に接続する近鉄郡山駅西側区域において、区域面積約 550 m²の都市計画交通広場を決定する。